



2025年11月18日

各 位

会社名 株式会社プレイド
代表者名 代表取締役執行役員CEO 倉橋 健太
(コード番号：4165 東証グロース)

問合せ先 執行役員VP of Finance 高橋 雄佑
(TEL . 03-4405-7597)

取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2025年11月18日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の改定を決議し、本制度の改定に関する議案を2025年12月18日開催予定の第14期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の改定の目的及び条件

(1) 改定の目的

本制度は、当社の取締役(社外取締役を除きます。)を付与対象者とするものですが、株主の皆様との一層の価値共有を進め、株主の皆様と同じ目線で会社経営に対する監督及び助言に取り組むことを促すことを目的として、新たに、当社の社外取締役を付与対象者に加えるものです。

(2) 改定の条件

本制度は、当社の取締役(社外取締役を含み、以下「対象取締役」といいます。)に対し、譲渡制限付株式を取締役の報酬等として付与し、又は、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の改定は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2018年12月20日開催の第7期定時株主総会において、年額200百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)とご承認いただいております。さらに、2021年12月21日開催の第10期定時株主総会において、取締役(社外取締役を除きます。)に対し、上記の報酬枠とは別枠で、本制度及び業績条件型株式報酬制度を導入し、本制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間5万株以内(2022年12月20日開催の第11期定時株主総会において年間20万株以内に改定)、その報酬の総額は年額150百万円以内とすることにつきご承認いただいておりますが、本株主総会では、当社の社外取締役についても、本制度の付与対象者に加えることにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。なお、業績条件型株式報酬制度につきましては、社外取締役が対象外であることにつき変更はありません。

2. 改定後の本制度の概要

本制度による譲渡制限付株式の付与は、①取締役の報酬等として金銭の払込み若しくは財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行若しくは処分をする方法、又は②対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行若しくは処分をする方法のいずれかの方法により行うものといたします。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年間20万株以内(うち、社外取締役分は年間3万株以内)とし、その報酬総額は、年額150百万円以内(うち社外取締役分は年額20百万円以内)といたします(ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含みます。)によって増減した場合には、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。)

また、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

本制度の改定目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、3年間から5年間までのうち当社取締役会が定める期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社取締役会において決定いたします。

なお、本制度による譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

① 対象取締役は、3年間から5年間までのうち当社取締役会が定める期間、譲渡、担保権の設定その他の処

- 分をしてはならないこと
- ② 法令、社内規則又は本割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を当然に無償で取得すること

以上